■児童扶養手当⊕制度が一部変わります

全部支給における所得②制限限度額が以下のとおり 引き上げられます。なお、一部支給および孤児等の養 育者③・配偶者・扶養義務者④の所得制限限度額に変 更はありません。

新規申請の方は7月1日以降の請求から、すでに受 給している方は今年度の現況届審査時から適用となり ます。

所得制限限度額

	受給資格者本人			孤児等の養
扶養親族 等の人数	全部支給			育者・配偶
	7月31日 まで	8月1日 以降		者・扶養義 務者
0人	19万円	49万円	192万円	236万円
1人	57万円	87万円	230万円	274万円
2人	95万円	125万円	268万円	312万円
3人	133万円	163万円	306万円	350万円
4人	171万円	201万円	344万円	388万円
5人	209万円	239万円	382万円	426万円

●手当額

(平成30年4月以降)

区分	全部支給	一部支給	
児童1人	月額42,500円	所得に応じて月額10,030 円から42,490円	
児童2人目の 加算額	月額10,040円	所得に応じて月額5,020 円から10,030円	
児童3人目以 降の加算額 (1人につき)	月額6,020円	所得に応じて月額3,010 円から6,010円	

①児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育てら れている、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を 助けるために支給される手当のこと。

②所得

受給資格者の収入から給与所得控除額等を差し引き、 養育費の8割相当額を加算した額。

③孤児等の養育者

父または母を除き、児童を養育する人。

④扶養義務者

受給者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟 姉妹など。

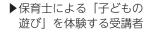
●本庁舎こども支援課 内2734

■ファミリーサポートセンター 「まかせて会員」養成講座受講者募集!

一時的な預かりや、保育園・幼稚園・児童クラ ブ・習い事などへの送迎を援助できる方「まかせ て会員 | の養成講座を開催します。

全講座を受講して、まかせて会員として活動し てみませんか。

- ●日にち 9月13日休・20日休・26日休、 10月4日休・18日休・25日休
- 時間 午前9時30分~午後4時
- サンフレッシュ白河(久田野)または ●会 場 市産業プラザ人材育成センター(中田) ※日程により会場が変わります。
- ●対象市内居住の20歳以上の方
- ●受講料 無料
- **個**白河市ファミリーサ ポートセンター
 - **2**(1)9907





■家庭訪問型子育て支援ボランティア 「ホームビジター|養成講座受講者募集!

小さなお子さんのいる家庭を訪問し、子育て中 の方に寄り添い、一緒に家事や育児をして子育て を支援するボランティア「ホームビジター」養成 講座を開催します。

全講座を受講して、ホームビジターとして活動 してみませんか。

- ●日にち 9月18日以・26日は、10月2日以・ 9 □(火) · 18 □(木) · 23 □(火) · 30 □(火) ※9月26日、10月18日は「まかせて 会員」養成講座と合同で実施します。
- 午前9時30分~午後4時 ●時間
- マイタウン白河(本町)またはサンフ 会 レッシュ白河 (久田野)
- ●対 象 子育て経験がある方
- ●受講料 無料
- **2**272090
- ▶児童福祉司や市の職員などが 講師を務めます

